

# 旅ごろ東北

TABIGORO TOHOKU

## 【添乗員同行】弘前城と十和田湖・奥入瀬溪流の旅

出発日…2020年10月11日(日)、10月25日(日)、11月8日(日)  
11月22日(日)

旅行代金…お一人様/22,000円 (Go to travel 割引額: 7,700円)

最少催行人員…20名 (募集人員…22名)、添乗員…同行いたします。

食事…昼食1回、利用バス会社…山交バス、※申込は、出発日の14日前までになります。

【日程】仙台駅 07:00 → (東北道) → 弘前城 (昼食) → 城ヶ倉大橋 → 八甲田山 (車窓) → 奥入瀬溪流 → 十和田湖 (休屋) → 発荷峠 → (東北道) → 21:00 頃 仙台駅



(写真提供: 弘前観光コンベンション協会)

### 【コロナ感染症対策】

今ツアーはコロナ感染症対策の為、大型貸切バス45シートのバスを最大22名様までの利用限定とします。ご集合時・毎日の乗車時は検温のチェックを行います。体調のすぐれない方がおりましたら、ツアー同行をご遠慮頂く場合があります。乗務員・添乗員は手洗い・うがいの励行を行います。勤務中もマスクの着用をいたします。全行程、ガイドが同行します。

## 旅行条件書 国内旅行 募集型企画旅行

### ■募集型企画旅行■

#### 募集型企画旅行契約

(1)この旅行は株式会社ワールドトラベル(観光庁長官登録第1546号)(以下「当社」といいます。)が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」という)を締結することになります。

(2)旅行契約の内容・条件は、当パンフレットによるほか、別途お渡しする国内募集型企画旅行条件書、確定書面(最終日程表)及び当社の旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によります。

#### 【旅行のお申し込み・契約成立の時期】

・当社所定の旅行申込書にご記入の上、下記の申込金を添えてお申し込みいただきます。

・申込金(お1人様につき)

旅行代金	30,000円未満	60,000円未満	60,000円以上
お申込金	6,000円	12,000円	旅行代金の20%

・申込金は旅行代金、取消料、違約料の一部として取り扱います。

・お客様との旅行契約については、当社の承諾と上記の申込金の受理をもって成立するものといたします。

#### 【旅行代金のお支払い】

・旅行代金は旅行出発日の前日から起算してさかのぼって14日目に当たる日より前にお支払いいただきます。

#### 【旅行代金に含まれるもの】

・旅行日程に明示した利用交通機関の運賃、料金、バス料金、観光料金

※特に注釈のない限り普通座席

・旅行日程に明示した宿泊料金及び税、サービス料

・旅行日程に明示した食事料金及び税、サービス料

・団体行動に必要な心付

・添乗員付コースの場合の添乗員同行費用

#### 【旅行代金に含まれないもの】

・超過手荷物料金

・クリーニング代、電報電話料、追加飲食代その他個人的性質の諸費用及びそれに伴う税金、サービス料

・希望者のみ参加するオプションツアーの旅行代金

・お客様の傷害・疾病に対する医療費

#### 【旅行契約内容・代金の変更】

・当社は旅行契約の内容を変更し、旅行代金を変更することがあります。

詳しくは「条件書」によります。

#### 【取消料】

・お客様はいつでも下記の取消料を支払って旅行契約を解除することができます。

解除時期等	取消料
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	旅行代金の20%
20~8日目 (日帰り旅行は10~8日目)	30%
7~前々日	40%
前日の解除	50%
旅行開始当日の解除	100%
旅行開始後の解除又は無連絡不参加	100%

#### 【当社の責任】

・当社は当社又は手配代行者がお客様に損害を与えた時は損害を賠償いたします。

・お荷物に関する賠償限度額は当社の故意または重大過失による場合を除きお一人15万円までとし、損害発生の日から起算して14日以内に通知された場合に限ります。

・その他は「条件書」によります。

#### 【特別補償】

・当社は当社が提携するクレジットカード会社の会員(以下「会員」といいます。)より、会員の署名なくして旅行代金等のお支払いを受けること(以下「通信契約」といいます。)を条件に電話その他の通信手段による旅行のお申し込みを受ける場合があります。その場合、会員は「出発日」「旅行名」に加えて「カード名」「カード番号」「カード有効期限」等を当社にお申し出いただきます。

・通信契約による旅行契約は、電話による申込みの場合、当社が受諾した時に成立し、その他の通信手段による申込みの場合は、当社が契約の締結を承諾する旨の通知を発した時に成立するものとします。

・通信契約での「カード利用日」は、会員および当社が旅行契約に基づく旅行代金等の支払または払戻債務を履行すべき日とし、前者の場合は契約成立日、後者の場合は契約解除のお申し出のあった日となります。

#### 【旅程保証】

・旅行日程に重要な変更が行なわれた場合には、当社はその変更の内容に応じて変更補償金を支払います。詳しくは「条件書」によります。

#### 【お客様の責任】

・当社はお客様が故意又は過失、法令もしくは公序良俗に反する行為により当社が損害を被った時はお客様から損害の賠償を申し受けます。

#### 【クレジットカード利用の通信契約】

・当社は当社が提携するクレジットカード会社の会員(以下「会員」といいます。)より、会員の署名なくして旅行代金等のお支払いを受けること(以下「通信契約」といいます。)を条件に電話その他の通信手段による旅行のお申し込みを受ける場合があります。その場合、会員は「出発日」「旅行名」に加えて「カード名」「カード番号」「カード有効期限」等を当社にお申し出いただきます。

・通信契約による旅行契約は、電話による申込みの場合、当社が受諾した時に成立し、その他の通信手段による申込みの場合は、当社が契約の締結を承諾する旨の通知を発した時に成立するものとします。

・通信契約での「カード利用日」は、会員および当社が旅行契約に基づく旅行代金等の支払または払戻債務を履行すべき日とし、前者の場合は契約成立日、後者の場合は契約解除のお申し出のあった日となります。

#### 【最少催行人員】

・日程表に記載、これに満たない場合、旅行の実施を中止することがあります。ただし、この場合旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目(日帰り旅行については3日目)にあたる日より前に通知いたします。

#### 【最終日程表の交付時期】

・確定した主な運送機関名及び宿泊ホテル名が記載された最終日程表は旅行開始日の前日までに交付します。ただし、旅行開始日の7日前以降にお申込みいただいた場合には旅行開始当日に交付することがあります。なお、期日前であってもお問い合わせいただければ手配状況についてご説明いたします。

#### 【個人情報の取り扱いについて】

当社は、旅行申込の際にお申込書にご記入いただきましたお客様の個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただきます。お申込みいただいた旅行の手配において必要な範囲内で運送・宿泊機関等及び手配代行者に提供させていただきます。

#### 【旅行条件・旅行代金の基準日】

・この旅行条件は、下記の日付を基準としています。

2007年10月1日

旅行企画・実施

### 株式会社ワールドトラベル

電話: 022-332-8051

FAX: 022-232-8085

〒984-0015

仙台市若林区卸町4丁目3-1

総合旅行業務取扱管理者: 加藤重雄

観光庁長官登録第1546号

社団法人日本旅行業協会正会員